

＜学年末・学年始休業期間中の生活について＞

仲春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、1年次生は早いもので入学後間もなく一年が経過します。ちょうど一年前の4月、クラスの中でも人間関係が深まっていない時期で、みなさんは多少なりとも不安を抱えて入学したことと思います。そのような中で、望ましい人間関係をつくるには、相手と自分を尊重する心掛けが必要だと思えます。今後の学校生活の中で、さらに友人関係や人間関係づくりを大切にしたいと思えます。

三修制で卒業を予定している生徒は、これから先は自分の目指す進路の実現に向けて、具体的に行動する時期に入ります。自分の望む将来を手に入れることができるように、高校生活の中でどんな力を身につけたらいいのか、どんな準備をしたらよいかを是非この学年末・学年始休業期間中によく考えてみましょう。

さらに学年末・学年始休業期間中は、生活の見直しや学習のまとめを行うとともに、家族や仲間とのコミュニケーションを通じて、新たな年度における様々な取り組みに向けた目標を明確にし、生徒一人ひとりの自己実現に向け、スタートする機会でもあります。生活リズムを一定に保ち、4月6日(月)から学校生活にスムーズに入れるよう身も心もリフレッシュしてほしいと思えます。

ご家庭においても、これまでの生活を振り返り、今後について話し合ってください、あらためて秦野総合高校定時制での学校生活に取り組むエネルギーを満たしていただければと思っております。なお、裏面の「学年末・学年始休業期間中の生徒指導について」をご覧ください、ご家庭でのご指導もあわせてよろしく願いいたします。

春休みはいつまで・・・

**春休みは、4月5日(日)までです！ 時間を有効に使いましょう！
4月6日(月)が着任式と始業式です。体調を整えておきましょう！
4月7日(火)は入学式です。在校生は、自宅学習となります。**

※休業中に学校施設を使用することはできません。何か相談等がある場合は、事前に担当の先生や担任の先生に必ず連絡をしてください。

※また今後、新型コロナウイルスの拡大状況によっては登校日が変更になるかもしれません。その場合には定時制のホームページ又は担任から連絡する予定です。

問合せ先
生徒指導グループ 相原
TEL 0463-82-1434 (直)

学年末・学年始休業期間中の生徒指導について

1 生徒指導体制について

学年末・学年始休業期間は、一年間を振り返り生活の反省や学習のまとめを行うとともに、家族や仲間とのコミュニケーションを通じて、新たな学年における様々な取組に向けた目標を明確にし、生徒一人ひとりの自己実現に向けてスタートする良い機会でもあります。

しかしながら、予期できない事件や事故に巻き込まれ、深夜徘徊、飲酒、喫煙や薬物乱用などの問題行動を始める契機となる時期でもあります。

また、公共の場所においてマナー違反や社会的なモラルに欠けた行動を重ねたり、集団での違法行為等を繰り返したりする傾向も見られますので、特に以下の点を各ご家庭でもご指導よろしくお願いいたします。

2 生徒の事故防止について

- (1) 旅行や登山等を計画している生徒には、事前に計画書（旅行届等）を提出し、保護者の承認を得て実施計画してください。
- (2) アルバイトについては、保護者の承諾、労働基準法等の関連法規等に留意し、夜間作業や危険を伴う作業が禁止されていることを確認してください。
- (3) 平成27年6月1日の道路交通法の改正により、違反を繰り返す自転車の利用者に「自転車運転者講習」が義務付けられました（未成年でも14歳以上は対象）。歩行者の保護や自転車乗車中のスマートフォン等及びヘッドフォン等の使用禁止も含め、安全な自転車の運転及び自転車事故の防止についてあらためて指導してください。また、歩行中のスマートフォン等の操作による事故が多数報告されています。外出時における交通安全指導に努めてください。

改正道路交通法による、危険行為14項目
信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置（ブレーキ）不良自転車運転等。

- (4) 他校において、休業期間中に不審者が校内に侵入し、窃盗行為等を行う事故が発生しています。お子さまに対して、持ち物の管理についてあらためて指導してください。
- (5) 万一事故にあった場合の対応については、まず自分の安全の確保、二次被害の防止、救護措置、さらに家族・学校、警察に連絡することなどについて、あらためてお子さんに確認してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療してください。
- (2) 臨時休業は、新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための措置です。多くの人が集まる場所等への外出を避けてください。
- (3) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合や、強いだるさや息苦しさがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談のうえ、医療機関を受診してください。基礎疾患（喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある場合は、早めに受診してください。
- (4) 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に電話連絡し、次のことを伝えてください。
・症状や症状が出始めた日 ・受診した医療機関や受診日 ・診断名
- (5) 日常の健康管理と基本的な感染症対策として次のことを心がけてください。
・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけましょう。
・人混みを避け、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底しましょう。

4 その他

- (1) 学校での人間関係、学業不振、進路などに悩んでいる生徒にとって、長期休業の終了は、再度ストレスの原因に触れることにもつながります。長期休業明けに生徒の自殺が急増する傾向を踏まえ、お子さま

の変化を注意深く観察し、学校との情報共有に努めるとともに、お子さまの見守りをお願いいたします。

《参考》「24時間子どもSOSダイヤル」悩み事全般の相談 毎日24時間休みなし

フリーダイヤル 0120-0-78310 電話 0466-81-8111

- (2) スマートフォン等を介してソーシャルメディア等を利用し、違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）するケースが頻発しています。また、無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も起きています。そのような携帯電話・スマートフォンの不適切な利用によりトラブルが発生している状況を踏まえ、携帯電話・スマートフォンの安全・安心な利用方法について各家庭でもご指導を徹底してください。
- (3) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨を踏まえ、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの設定や深夜外出の制限などについて、保護者がお子さんの行動や生活に責任を持つようお願いいたします。

《参考》県ホームページ「神奈川県青少年保護育成条例の改正について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cut/f4151/p26719.html>